

安全保障・防災ワーキンググループの設置について（案）

平成 25 年 3 月 21 日
内閣府宇宙戦略室

1. 設置の背景

宇宙基本計画（平成 25 年 1 月 25 日宇宙開発戦略本部決定）において、「安全保障・防災」については、3つの重点課題の1つとして掲げられている。その中で、安全保障分野での宇宙利用に際しては、「宇宙基本法を踏まえ、我が国が締結した国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念に基づき、国際情勢、とりわけ北東アジアの状況をも十分に踏まえつつ、特に我が国の安全保障に資する情報収集、警戒監視、情報通信機能等を強化するとの観点から宇宙開発利用を推進する。」とされているとともに、防災・災害対応については、「防災や災害対応を目的とした宇宙利用技術について、関係府省間で連携し、その効果的かつ効率的活用を進める。」とされている。

さらに、同計画において、「今後の安全保障に係る宇宙開発利用については、『平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱』の見直しの結論も踏まえて、推進していく必要がある。」とされている。

2. 構成員

内閣府宇宙戦略室長を議長とし、安全保障・防災に係る各関係府省庁の審議官級をその構成員とする。

3. 当面の進め方

安全保障・防災に関する宇宙利用について知見を有する有識者等からヒアリングを実施し、関係府省庁間の情報共有を図るとともに、関係府省庁における検討結果を踏まえ、宇宙政策委員会と連携して宇宙基本計画の見直しに反映する。

安全保障・防災ワーキンググループについて(案)

1. 目的

安全保障・防災に係る宇宙開発利用を推進するため、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議の下に安全保障・防災ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置し、関係府省間の連携を図ることとする。

2. 構成員

議長	内閣府宇宙戦略室長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政・外政担当）付）
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）
	内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
	内閣府大臣官房審議官（科学技術政策・イノベーション担当）
	内閣府大臣官房審議官（防災担当）
	警察庁長官官房技術審議官
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省大臣官房参事官兼総合外交政策局
	文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
	経済産業省大臣官房審議官
	国土交通省大臣官房技術総括審議官
	海上保安庁総務部参事官
	防衛省防衛政策局次長

3. その他

議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は限定することができる。また、議長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。